



1981-9

No.156

【表紙】

自画像

マリー・ジュヌヴィエーヴ・ブリアール
解説は17ページ

題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

もくじ

家庭内録音・録画に関する著作権問題
…吉田 茂 4

文化財保存修理所の1年…小山 忠男 7

随想

鍔金一すじ……………香取 正彦 10

報告

イクロムの保存科学コースを受講して
…中村 康 13

文化庁ニュース

全国・ブロック別民俗芸能大会について……………16

昭和56年度包括宗教法人等管理者研究協議会
(京都会場)開催さる……………17

文化庁企画・提供「美をもとめて」の放送予定…18

美術展……………19

ムンク展 現代ラテン・アメリカ美術と日本

文化行政の概況
…文部省大臣官房調査統計課 22

日本における宗教団体の概況(Ⅲ)
…文化庁文化部宗務課 26

国語シリーズ⑤ 「仮名遣い」に関する問題 29

新設法人紹介 (財)スターダンサーズ・バレエ団 ……21
(財)合唱音楽振興会

祭礼歳時記シリーズ⑪ 28 国立劇場ニュース 31

文化財保存修理所の一年



小山 忠 男

(京都国立博物館 館長)

一 はじめに

京都国立博物館に文化財保存修理所が開設されたのを一つのきっかけに、最近文化財の保存修理の問題がにわかに脚光をあび、社会的にも大きな関心事としてクローズアップされてきました。

文化財については、一般に百年に一度は本格的な修理が必要であるといわれています。京都を中心とする近畿地方には、我が国の文化財(美術工芸品)の優品の多くが伝えられています。文化財の修理に当たる伝統的な修理技術者もその大部分が京都とその周辺に在住しています。これらの修理技術者は、これまで修理作業を行う場としては、自家の工房か京都国立博物館に付置された旧修理施設を使用してきました。

その工房の多くは市街地にあり、土蔵を用い

るなど比較的安全な場所が選ばれていたとはいえないものの、防災上決して望ましいものとはいえず、夜半消防車のサイレンを耳にするたびに酒の酔いもいっぺんにさめてしまうとか、旅先では毎夜自宅に電話して一日の無事を確かめるまでは寝つけなかったなどという話が伝えられています。また、博物館構内にあった修理所は古い収蔵庫を転用したものであったため、手狭な上に設備も極めて不備で、夏は大変しのぎにくく、また冬場での採暖のためのガス使用は防火対策上大きな問題とされていました。

このようなことから、耐震・耐火構造による適度の空間を持つ施設と空調、燻蒸、科学処理、防犯等の設備をそなえた新しい総合的な修理所を設けることの必要性が痛感され、修理技術者の使用に供するとともに、博物館側としても、ここを足場に修理に関する諸資料の収集や調査

研究などを進め、更には修理技術者の養成・研修や海外との交流をも図っていくとの構想のもとに、我が国最初の文化財修理専用施設としてこの修理所の設置をみたものです。

建設工事は、十か月をかけて昭和五十四年七月に終わりました。その後約一年間施設の乾燥や設備品の整備などを行ったあと、昭和五十五年七月から八月にかけて修理技術者の移転を終了し、業務開始の運びとなったのです。

二 施設のあらまし

文化財保存修理所は、博物館構内の東側寄り、本館のちょうど真裏に位置し、明治期の代表的洋風建築にふさわしい瀟洒で重厚な姿の本館(重文)とは対照的なすっきりした機能美を見せています。

構造は鉄筋コンクリート造り、地上三階、地下一階で、レンガタイルの外壁を持ち、建築延面積は二、八五七㎡です。

御参考までに各階の部屋割りを御紹介しますと、次のとおりです。

- 〈地階〉 科学処理室、保存科学研究室、レントゲン室、写真室、電気室
- 〈一階〉 玄関ホール、彫刻室(一部吹抜)、木工室、燻蒸室、資料室、管理室、応接室
- 〈二階〉 金工漆工室、漆工室、樹脂処理室、染織室、模写室
- 〈三階〉 第一装演(書画の表具のこと)室、

第二装演室、第三装演室

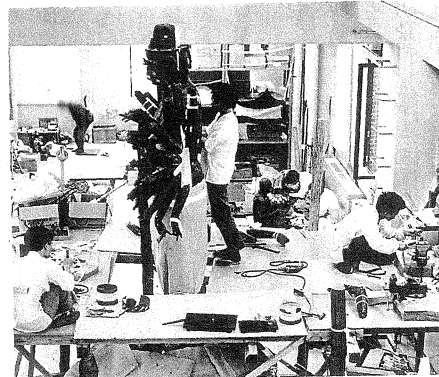
このほか電気、通信、空調、給排水、ガス、消火などの諸設備をそなえていることはもちろんですし、特にかけがえのない文化財を取り扱う施設として恒温恒湿保持のためには細心の配慮が払われています。

三 運営のしくみ

この修理所はいまでもなく国立の施設であり、京都国立博物館がその管理に当たりますが、ここを実際に使用して文化財の修理や模写、模造に当たるのは、国宝や重要文化財の修理などを担当する民間の修理技術者で文化財保存修理所運営委員会（館長の諮問機関）の議を経て館長が許可するものとされています。

また、ここで修理を行うことができる文化財（建造物を除く有形文化財）の範囲は、国や地方公共団体が指定し又は所有する文化財のほか、それらに準ずるもので上記の運営委員会が特に必要と認めたものとなっています。このような文化財の所有者は、修理技術者と修理契約を結んだ上で、当該文化財を修理のために館に寄託することとなりますが、その際の条件として、当該文化財について館側が調査研究を行ったり、修理後展覧のために陳列することについて、所有者側に協力していただくことがうたわれています。

要するに、この施設は、修理技術者に安全な



彫刻室

環境と有効な設備を提供するために設置されたことはいうまでもないとしても、単なる貸家ではなく、館側としては、これを機会に修復文化財に関する資料収集、調査研究や展覧を行うなど、館本来の事業と有機的に関連づけながら運営していくことになるわけです。

四 感動を呼ぶ修理作業

昭和五十五年度における修理所の活動状況を概括しますと、財団法人美術院ほか六団体の修理技術者百七人が国宝、重要文化財等を含む計百四件千五百四十六点に及ぶ文化財（彫刻、絵画、書跡、染織等）の修理や模写、模造に当たりました。

文化財の修理というと、一般に地味で古風なイメージを与えがちなと思われるかもしれませんが、モダンな設備のとのつた明るい工房の中で、ベテランを中心に多数の若者が日本の伝統文化を後世に伝えるという高い使命感に燃えながら、厳し

いまなざして真剣に作業に取り組んでいる姿はまことに印象的で、その精緻を極めた高度の技術とともに、見る者に思わずえりを正したくなるようなすがすがしい感動を与えます。

昨年八月に開所後初の報道関係特別公開を行いました。各社とも極めて熱心に取材の上、新聞紙、テレビジョン等を通じて大々的に報道され、その関心の並々ならぬものをうかがわれました。それをきっかけに、出版社、官公庁、大学や国外からも取材や見学の申入れが相次ぎ、また修理技術者志望の青年達から採用の照会や申込みが飛び込んだりして、交通整理に追われたこともありまし

本年度においても、昨年度とほぼ同じ規模で修理作業が進められていますが、来年三月には、修理完成を記念して鎌倉期の似絵の傑作、源頼朝、平重盛、藤原光能の国宝三像（京都・神護寺蔵）の特別公開を行うことを予定しており、改めて話題を呼ぶことでしょう。

五 京都文化資料研究センターの設置

前述のように、修理所の運営は博物館本来の事業とも密接なつながりを持つものですが、最

文化財保存修理所においては、この一年間修理作業は順調に進められ、着実に成果をあげてきましたが、これにより、文化財の修理のための快適な環境作りという当面の目標は一応達成することができたものと考えられます。今後における運営のあり方や施設・設備の有用性等をめぐる問題については、常に関係当事者との連絡を密にし、その意見に耳を傾けながら、柔軟に対応していく必要があると思われ

ます。修理所の円滑適正な運営を図るためには、既に学識経験者、関係行政機関代表及び修理技術者代表から成る京都国立博物館文化財保存修理所運営委員会が設けられ、修理所の運営に関する重要事項について館長に助言する機関として

近における博物館をめぐる状況の一つとして、調査研究機能の充実や各種情報資料の整備、公開が強く求められるようになってきました。このような状況に対応するため、当博物館には本年四月三日付けで京都文化資料研究センターという新しい組織が誕生し、博物館の学術研究機関並びに情報資料センターとしての役割が明確に示されることとなりましたが、この研究センターの機能を果たす大きな柱の一つとして、文化財の保存修理に関する専門的、技術的な調査研究や修復文化財に関する諸資料の整備、提供等の業務を専管する部門（資料管理研究室）が設けられました。このような業務は、今後における修理技術の進歩や文化財の保存の改良、更には美術史研究の進展にとって有益であるばかりでなく、修理に関する諸種の情報資料の提供は広く海外の関係当局からも求められているところでもあり、国際文化交流の上からも重要な意義を持つものといえま

しょう。なお、同研究センターは、その事業の充実を図るため、目下「技術資料参考館」(美術、工芸、考古等の分野にわたる文化財の古典的製作技術や修理、模写、模造に関する諸種の資料の収集、保管及び展示を行う。)の開設備をも進めており、今後文化財の修復をめぐる諸活動の一層多様な展開が期待されます。

六 おわりに



第三装演室

活動を始めていますが、このほか館側と修理技術者側との間に連絡協議会や調査研究懇談会が恒常的に持たれています。次に、文化財の修理、調査、保存等に関することは文化庁美術工芸課の所掌に属しますので、修理所の運営に関しては、同課との連携のもとに、国全体のレベルにおける文化財保護行政との調和を図ることが必要です。更に、文化財の保存や修理に関する科学的、技術的な基礎研究は東京国立文化財研究所で行われていますが、これに対し、この修理所はいわばそれらに関する臨床研究を行う場ともいえま

すので、「文化財の総合病院」たるにふさわしく、文化財の診断や治療に関するカルテを整備するとともに、研究成果や情報資料の交換を通じて、保存修理技術の進歩に役立つことが期待されま

しょう。最後に、文化財の修復にとって最も必要であり、そして現に最も喜ばしいことは、使命感と情熱にあふれ、時のたつのも忘れて日夜仕事に打ち込んでいる多数のすぐれた修理技術者の方が現実存在し、修理所を有効に活用されているという事実です。

この修理所が文化財修復に関する総合的なセンターとして今後一層その機能を高めていくことができるよう修理所のあり方や運営をめぐって皆様からの率直な御提言を心から歓迎申し上げます。

編集後記

○録音・録面機器の普及は、私たちの生活を豊かにしていますが、一面、著作権等の経済的利益を侵害しているのではないかと問題になっています。今月号では、家庭内録音・録面に関する著作権問題について、吉田著作権課長に解説していただきました。また、京都国立博物館の文化財修理所が開設されて一年を経過しましたが、同博物館の小山次長にその運営状況を紹介していただきました。

○随想をお願いしました重要無形文化財保持者の香取正彦先生は、比叡山延暦寺阿弥陀堂の梵鐘、広島市の原爆記念の平和の鐘などを制作されていますが、近年『鐘の真価である余韻を味わう』というような心のゆとりが全く感じられなくなってしまうている。これは制作者にとって誠に淋しい』という言葉は印象的です。

(0)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課
TEL(03)3131-1141(代表)

「文化庁月報」九月号

(通巻第一五六号)
昭和56年9月25日印刷・発行

編集文化庁

発行所 株式会社 きょうせい
〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

本社 〒100東京都中央区新富7丁目4番12号
営業所 〒100東京都新宿区西五軒町52番地

電話 (03)2681-2411(代表)

振替口座 東京 91161番

印刷所 (株)行政学会印刷所

定価 一八〇円(送料四五円)
年間購読料 二、一六〇円(送料共)